

大田区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費 対前年度増減	人件費率 （B/A）
6年度	7年1月1日現在 740,519人	千円 331,755,472	千円 154,647	千円 42,149,976	千円 3,880,193	% 12.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

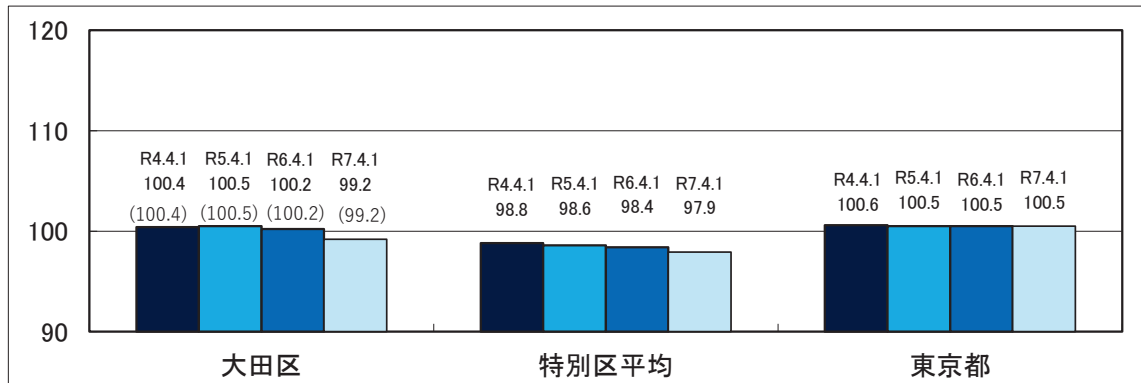
区分	職員数 （A）	給 与 費				（参考）1人 当たり給与費 （B/A）	（参考）特別 区平均1人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）		
6年度	人 4,086	千円 14,787,879	千円 5,321,033	千円 7,430,573	千円 27,539,485	千円 6,740	千円 6,798

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指しています。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定率)		
7年度	406,322円	391,462円	14,860円 3.80%	3.80%	3.80%	3.62%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

②特別給 (期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 (A)	公務員の支給 月数 (B)	格差 (A-B)	勧告 (改定月数)		
7年度	4.92月	4.85月	0.07月	0.07月	4.90月	4.65月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 (給与制度のアップデート) の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (実施 (実施予定) 時期、具体的な実施内容)

(給料表の改定実施時期) 令和8年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、5級および6級の初号近辺の号俸をカットし、初号の給料月額の上上げを実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準20%に対し、大田区においても20%を支給
(実施時期) 平成27年4月1日より実施

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	20%	20%	20%
大田区の支給割合	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

扶養手当について、国や他団体と均衡を図り見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大田区	39歳4ヵ月	308,151円	426,015円	386,880円
東京都	42歳4ヵ月	325,837円	470,901円	409,944円
国	41歳11ヵ月	332,237円	—	414,480円
特別区平均	39歳6ヵ月	306,499円	434,733円	384,346円

②医療職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
大田区	医師・歯科 医師職	63歳1ヵ月	514,533円	941,895円	926,007円
	看護・保健職	39歳5ヵ月	291,533円	380,803円	357,540円
国	医師・歯科 医師職	53歳11ヵ月	522,988円	—	860,880円
	看護・保健職	48歳3ヵ月	333,346円	—	375,323円
特別区 平均	医師・歯科 医師職	52歳7ヵ月	488,881円	948,334円	933,346円
	看護・保健職	40歳10ヵ月	300,839円	403,295円	370,263円

③技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
大田区	54歳2ヵ月	346人	284,650円	387,616円	348,026円	—	—	—	—
うち 清掃職員	52歳1ヵ月	242人	288,577円	406,211円	354,727円	廃棄物処理業従業員	48歳0ヵ月	320,600円	1.27
うち 用務	60歳8ヵ月	35人	264,337円	326,279円	318,916円	用務員	49歳0ヵ月	251,000円	1.3
うち 学校給食員		0人				飲食物調理従事者	45歳2ヵ月	270,300円	0.00
うち 守衛	60歳6ヵ月	3人	259,067円	333,879円	310,880円	警備員	51歳11ヵ月	266,900円	1.25
うち 自動車運転手	60歳8ヵ月	4人	254,075円	383,277円	307,290円	自家用乗用自動車運転者	60歳3ヵ月	253,900円	1.51
東京都	50歳4ヵ月	1,189人	289,995円	391,360円	357,218円	—	—	—	—
国	51歳4ヵ月	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
特別区平均	53歳4ヵ月	213人	285,018円	387,770円	349,295円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大田区	—	—	—
うち 清掃職員	6,508,200円	4,457,900円	1.46
うち 用務員	5,304,385円	3,395,700円	1.56
うち 学校給食員		3,557,900円	0.00
うち 守衛	5,610,568円	3,533,300円	1.59
うち 自動車運転手	5,973,777円	3,335,600円	1.79

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用（令和3年～令和5年の3年平均）しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

④教育職(指導主事、社会教育主事)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大 田 区	43歳8ヵ月	419,580円	611,147円
東 京 都	39歳9ヵ月	354,959円	458,724円
特別区平均	38歳0ヵ月	340,103円	452,232円

※ 東京都は「小中学校教育職」の数値を表示しています。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		大 田 区	東 京 都	国
一般行政職	I類(大学卒程度)	232,000円	242,000円	総合職(大卒) 242,000円 一般職(大卒) 232,000円
	II類(短大卒程度)	213,000円	—	—
	III類(高校卒程度)	200,300円	200,300円	一般職(高卒) 200,300円
技能労務職	技能III (用務・調理等)	194,600円	197,700円	—
医 療 職	I類 (保健師・大学卒程度)	238,300円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

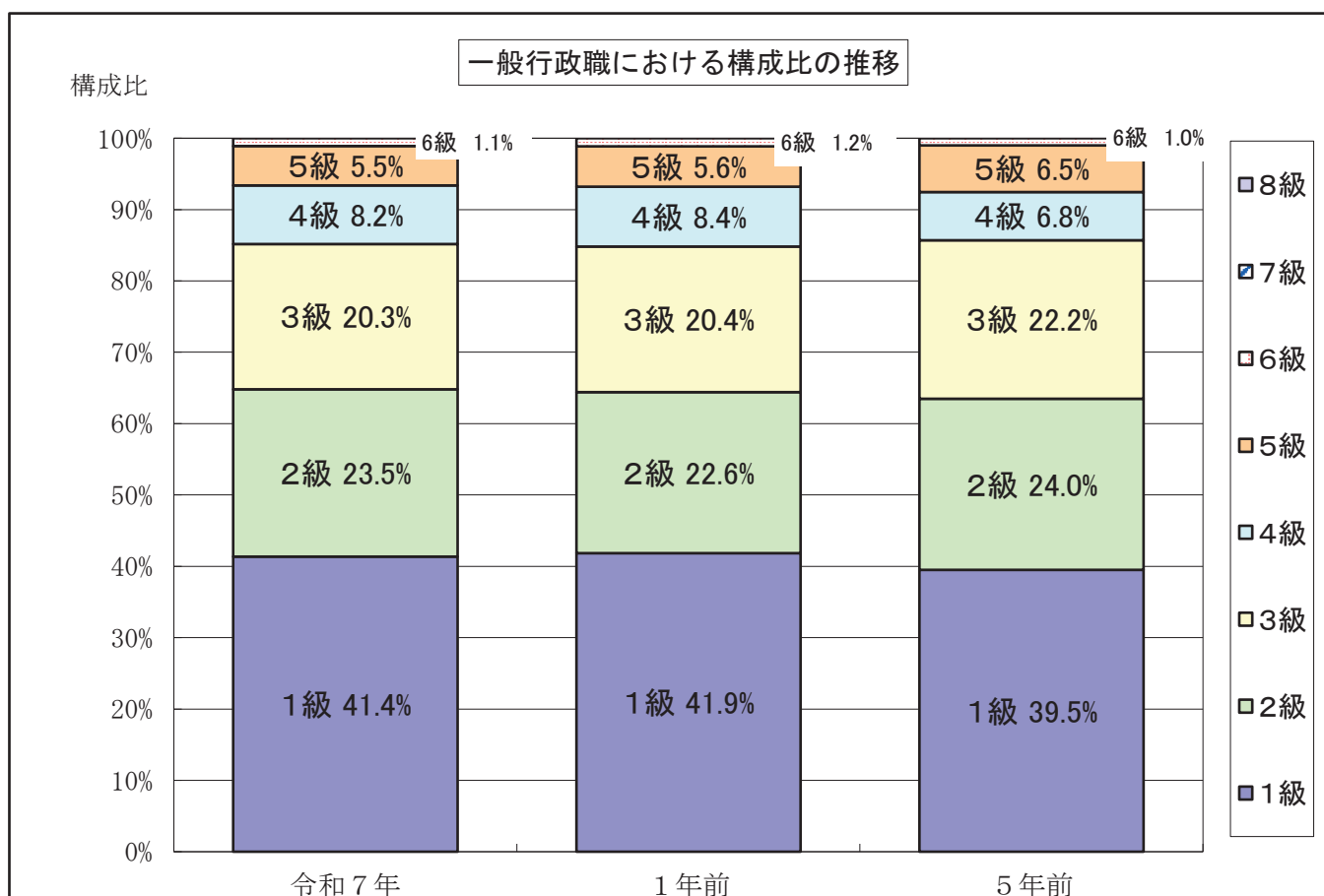
区 分		経 験 年 数				
		10年	15年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	282,450円	330,327円	375,369円	385,570円	413,645円
	高校卒	249,682円	276,625円	312,060円	378,150円	370,300円
技能労務職		250,800円	—	—	306,424円	320,886円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

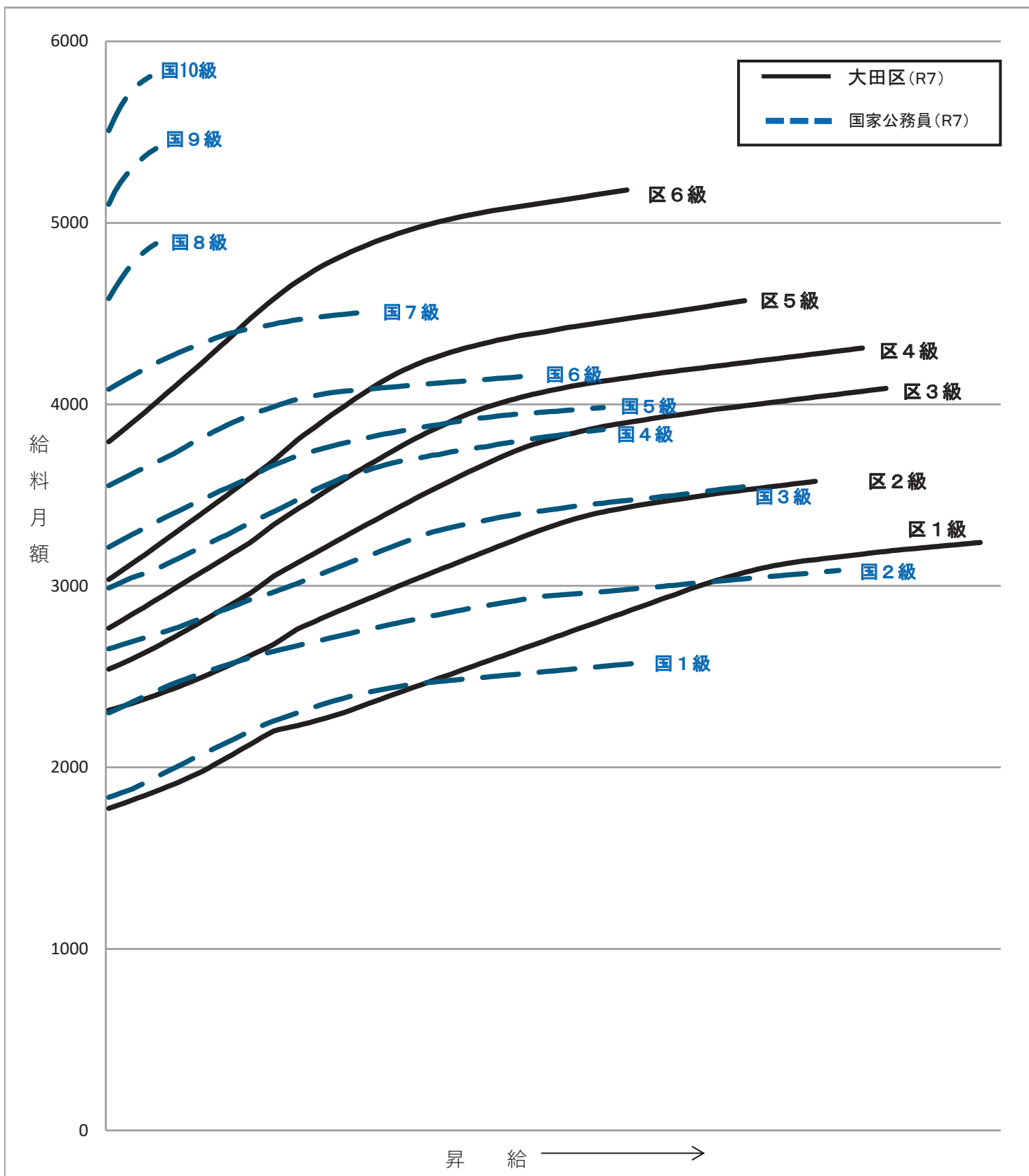
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長	27人	1.1%	396,500円	535,000円
5級	課長	137人	5.5%	320,000円	471,600円
4級	課長補佐	203人	8.2%	292,300円	445,000円
3級	係長、主査	503人	20.3%	268,800円	421,300円
2級	主任	580人	23.5%	245,300円	367,000円
1級	係員	1,023人	41.4%	196,600円	332,200円

- (注) 1 大田区給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 構成比について、表示単位未満を四捨五入しているため、端数処理の関係で合計は100%にならない場合があります。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (大田区)

①人事評価の昇給区分への適用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を実施している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ	人事評価を実施していない				
	活動予定時期				

②昇給区分の適用人数

区分		合計	管理職員	一般職員
令和8年度	職員数 (a)	3,618	150	3,468
	昇給区分がA・Bと判定された職員数 (b)	1,248	64	1,184
	比率 (b/a)	34.5%	42.7%	34.1%

(注) 1 a・b欄ともに「自治法派遣者(他区等から派遣された者を除く)」・「外国派遣者及び公益的法人等派遣者」・「勤務成績判定期間中の判定ができない者」・「最高号給の者」を除いた方を対象にしています。

2 b欄には、勤務成績等に応じて昇給区分が「A 極めて良好」(6号昇給)・「B 特に良好」(5号昇給)と判定された職員数を掲載しています(標準は「C 良好」で4号昇給)。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大田区	東京都	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,831千円	1人当たり平均支給額（6年度） 2,053千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.35月分 (1.40月分) (1.15月分)	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.35月分 (1.40月分) (1.15月分)	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40月分) (1.0月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15・20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

勤勉手当は、勤務成績に応じた一定の割合を乗じた上で支給額を決定します。

この割合を成績率といいます。

勤務成績は5段階の成績段階に区分し、表1のとおり成績率を適用します。

最上位と上位の成績率は、成績段階が下位及び最下位の者が拠出する額と職員から一律に拠出した額とを加えた額に平成24年6月分から扶養手当相当分を加えた額を原資として、上位と最上位の者に再配分して算出します（職員の一律拠出額は、表2のとおり勤勉手当額に一定割合を乗じた額となります）。

表1

勤務成績 (成績段階)	成績率
最上位	支給の都度決定
上位	
中位	10000/10000
下位	9750/10000
最下位	9500/10000

表2

判定区分	拠出割合
管理職員	500/10000
係長級 (課長補佐、係長(再任70含)、主査)	200/10000
主任、統括技能長、技能長	100/10000
係員、技能主任	50/10000
技能1級職	25/10000

○勤勉手当への人事評価の活用状況（大田区）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を実施している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)	△		△	
ロ	人事評価を実施していない				
	活動予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

大田区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
調整率	83/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	2~20%加算	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	2~45%加算
(退職時特別昇給	公務上の死亡等	8号給)			
一人当たり	1,949千円	20,257千円			
平均支給額					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した特別職を含む職員(全職種)に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給対象地域	特別区内に勤務する職員	館山さざなみ学校に勤務する職員 (千葉県館山市)
支給割合	20.0%	4%
支給対象職員	4,327人	1人
国の制度(支給割合)	20.0%	4%
支給実績 (令和6年度決算)	支給総額	支給職員1人当たり平均支給年額
	3,147,923千円	727,339円

(注) 1 特別区内から支給率の低い地域へ異動となった場合、当該異動日から2年を経過するまでの間、特別区内の支給率を用いるよう定められています。

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	40,334千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	95,578円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	9.6%			
手当の種類(手当数)	5			
手当名	業務内容	主な支給対象職員(所属)	支給実績(令和6年度決算)	手当額
感染症予防業務手当	法定感染症等の患者等に接する業務	感染症対策課 地域健康課等	92,700円	日額 300円~4,000円
特定危険現場業務手当	足場の不安定な高所での業務、汚水管の管きよ内等での業務	施設整備課 施設保全課 建築審査課等	52,160円	日額 280円~400円
	高所で昇降機の検査業務	建築審査課		1台につき 280円~400円
災害応急作業等手当	災害関係対策本部が設置された際の河川等での応急作業、区道の除雪作業等	防災危機管理課 都市基盤管理課等	0円	日額 800円
清掃業務手当	清掃事務所等に勤務する自動車運転Ⅱ、自動車整備及び作業Ⅲの職員による清掃業務	清掃事業課 清掃事務所	38,390,100円	日額 700円
児童福祉業務手当	児童相談所、児童養護施設及び児童自立支援施設に勤務する職員による児童の一時保護や家庭訪問等の業務	子ども家庭総合支援センター開設準備室	1,798,970円	日額 950~1,470円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,131,266千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	257,223円
支給実績（令和6年度決算）	1,234,066千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	282,072円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	扶養親族を有する職員に対し支給 ○子 9,500円 ○その他の扶養親族 6,000円 ○配偶者等 4,000円 ※16歳から22歳までの子に対し、一人につき月額4,000円を加算	異なる	内容及び支給単価	207,819千円	186,218円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 ○年齢に応じて8,300円から27,000円	異なる	内容及び支給単価	165,960千円	164,970円
通勤手当	通勤のために交通機関、交通用具を利用する職員に対し支給 ○限度額 1月当たり55,000円	異なる	交通用具利用者の単価	492,192千円	129,150円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対し支給 ○職に応じて66,500円から142,400円	異なる	支給単価	203,792千円	1,144,899円
初任給調整手当	科学技術等の専門的な知識を有する職員の採用を容易にし、民間における賃金との較差等を考慮して支給（区では医療職給料表(一)の職にある医師・歯科医師に支給) ○期間に応じて118,000円から268,500円	異なる	支給期間及び支給単価	6,081千円	1,520,250円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対し支給 ○基礎額 30,000円（加算額 6,000円から14,000円）	異なる	支給単価	0円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 【災害警戒態勢】 ○通常の日から始まる宿日直 5時間以上の場合 8,900円 5時間未満の場合 4,450円 ○年末年始の日から始まる宿日直 5時間以上の場合 11,200円 5時間未満の場合 5,600円 【児童福祉施設職員が行う入所者介助等】 ○通常の日から始まる宿日直 5時間以上の場合 6,200円 5時間未満の場合 3,100円 ○年末年始の日から始まる宿日直 5時間以上の場合 7,800円 5時間未満の場合 3,900円	異なる	内容及び支給単価	1,018千円	25,438円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時、緊急の必要等により、週休日又は休日に勤務した場合および週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 ○部長級 週休日等以外 6,000円 勤務時間6時間以下 12,000円 勤務時間6時間超 18,000円 ○課長級 週休日等以外 5,000円 勤務時間6時間以下 10,000円 勤務時間6時間超 15,000円	異なる	支給単価	395千円	14,107円
寒冷地手当	11月から翌3月までの各月の初日に、任命権者が特別区人事委員会の承認を得て定めた寒冷な地域に在勤する職員に対し支給 ○世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 その他の世帯主である職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同じ	—	0円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等			
給料	区長	1,168,600円	【参考】特別区における最高額／最低額		
	副区長		1,305,000円	921,600円	
報酬	議長	939,800円	975,000円	863,700円	
	副議長	792,800円	832,000円	770,400円	
	議員	619,600円	637,000円	600,200円	
期末手当	区長	(6年度支給割合)			
		6月期	12月期	年度計	
	副区長	1.995月	1.955月	3.99月	
	議長	(6年度支給割合)			
		副議長	6月期	12月期	年度計
		議員	2.110月	2.110月	4.22月
退職手当	区長	(算定方式) 1,168,600円×在職年数×475/100	(1期の手当額) 22,203,400円	(支給時期) 任期ごと	
	副区長	937,800円×在職年数×345/100	12,941,640円	任期ごと	

(注) 1 期末手当の額は、給料及び地域手当の月額又は報酬月額に一定の加算をし、上記の支給率を乗じた額となります。

[加算] : 区長等 (給料+地域手当※)×20/100+給料×25/100(※地域手当=給料月額の12%)
: 議長等 報酬月額×45/100

2 退職手当の「1期の手当額」は、令和7年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込みの額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

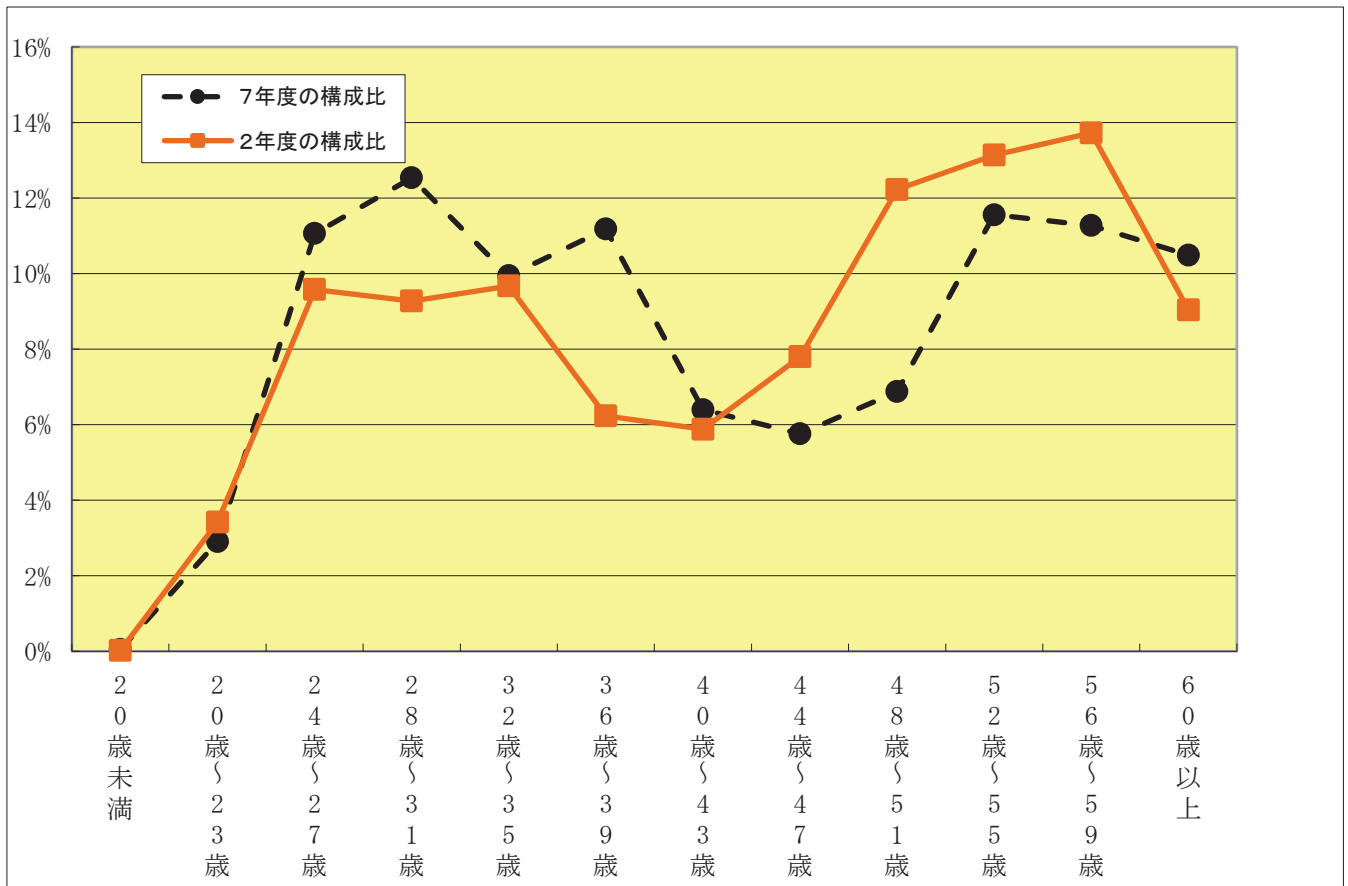
部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		6年度	7年度		
普 通 会 計 部 門	議会	19 (1)	20 (0)	1人	育休等過員対応
	総務	781 (25)	790 (24)	9人	カスタマーハラスメント対策対応、国勢調査対応
	税務	147 (0)	148 (0)	1人	育休等過員対応
	民生	1,751 (76)	1,753 (66)	2人	こども家庭センター事務
	衛生	573 (14)	562 (15)	△11人	清掃作業の作業計画見直し
	労働	1 (0)	1 (0)	0人	
	農林水産	1 (0)	1 (0)	0人	
	商工	66 (1)	65 (0)	△1人	育休等過員解消
	土木	525 (12)	521 (11)	△4人	育休等過員解消
	小計	3,864 (129)人	3,861 (116)人	△3人	
教育部門		222 (20)	207 (14)	△15人	小中学校警備・用務民間委託
小計		4,086 (149)人	4,068 (130)人	△18人	
公営企業等会計		135 (5)	137 (4)	2人	育休等過員対応
合計		4,221 (154)人	4,205 (134)人	△16人	
条例定数の合計		4,135人	4,135人	0人	

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数であり、条例定数外職員（休職者・公益的法人等への派遣職員等）を含み、会計年度任用職員を除いています。

2. ()内は、定年前再任用短時間勤務職員数及び暫定再任用短時間勤務職員数の合計を外書きした数です（令和5年度は暫定再任用短時間勤務職員数のみ）。

3. 条例定数とは、事務事業を執行していくために必要な職員定数の上限を条例で定めたものです。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



(人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
7年度	2	122	465	527	418	470	269	242	289	486	474	441	4,205

※ 年齢は年度末年齢

(3) 職員数の推移

部門別	年度	令2年	令3年	令4年	令5年	令6年	令7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		3,893	3,915	3,880	3,888	3,864	3,861	△ 32	(△0.8%)
教育		236	228	218	225	222	207	△ 29	(△12.3%)
警察								0	
消防								0	
普通会計計		4,129	4,143	4,098	4,113	4,086	4,068	△ 61	(△1.5%)
公営企業等会計等		141	136	137	137	135	137	△ 4	(△2.8%)
総合計		4,270	4,279	4,235	4,250	4,221	4,205	△ 65	(△1.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数